



# 令和6年12月支給分から



## 児童手当を受け取れる対象が広がります!

子育て家庭の生活の安定や健やかな成長のため、10月から児童手当の支給要件が大きく変わりました。所得制限が撤廃され、支給対象を高校生年代まで拡大し、第3子以降の支給額を増額することで、子育て世代を応援する内容となっています。

■ 問い合わせ 子育て支援課 (内線 487)

	現在	12月支給分から								
受給資格者	市内在住で、対象のこどもを監護している保護者 ※受給資格者が2人以上(父母など)の場合は、所得の高い方									
所得制限	所得限度額:960万円未満 (年収ベース、夫婦とこども2人の場合) ※年収1,200万円以上の方は支給対象外	所得制限なし								
対象	国内に住所を有する中学校修了までのこども (15歳到達後の最初の3月31日まで)	国内に住所を有する <b>高校生年代まで</b> のこども (18歳到達後の最初の3月31日まで)								
手当月額	3歳未満	15,000円(一律)								
	3歳~ 小学校修了まで	第1子、第2子 10,000円								
		第3子以降 15,000円								
	中学生	10,000円(一律)								
	所得制限以上	5,000円(特例給付・一律)								
		3歳未満 <table border="1"> <tr> <td>第1子、第2子</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td><b>30,000円</b></td> </tr> </table> 3歳~ 高校生年代 <table border="1"> <tr> <td>第1子、第2子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td><b>30,000円</b></td> </tr> </table>	第1子、第2子	15,000円	第3子以降	<b>30,000円</b>	第1子、第2子	10,000円	第3子以降	<b>30,000円</b>
第1子、第2子	15,000円									
第3子以降	<b>30,000円</b>									
第1子、第2子	10,000円									
第3子以降	<b>30,000円</b>									
	【第3子以降の多子加算カウント】 →高校 <sup>たしかさん</sup> 生年代までのこども	【第3子以降の多子加算カウント】 → <b>22歳年度末までのこども</b> ※保護者の経済的負担がある場合に限る ※18歳年度末経過後22歳年度末までのこどもは手当の支給対象外								
支払期月	年に3回(2月、6月、10月) →各前月までの4カ月分を支払い	年に <b>6回(偶数月)</b> →各前月までの2カ月分を支払い ※制度改正後は、 <b>令和6年12月に支給(10・11月分)</b>								
支払通知書	支払期毎に送付	<b>廃止</b>								

下記に当てはまる方は、申請が必要です。

未申請の方は **10月16日(水)までに** 申請してください。

- 所得制限により、児童手当を受給していない方
- 現在、児童手当を受給しておらず、高校生年代のこどもを養育している方  
(平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれのこども)
- 18歳年度末経過後22歳年度末までのこどもを含め、3人以上養育している方  
(平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれのこども) → 「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」の提出が必要
- 現在、児童手当を受給しており、市外に住所を有する高校生年代のこどもがいる方

「監護相当・生計費の負担についての確認書」とは

22歳年度末までのこどもを3人以上養育する児童手当の受給者の方で、そのうち18歳年度末経過後22歳年度末まで(大学生年代)のこどもを養育している場合に、第3子以降を加算のカウント対象に追加するための書類。  
未提出の場合は第3子以降の手当額が加算されないため、必ず提出してください。

詳しくは  
市ホームページを  
ご覧ください。

